

山梨県公報

第二千二百八十三号

平成二十四年

十二月六日

木曜日

目次

告示

換地計画の決定	七〇三
落札者の決定について	七〇三
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)	七〇三
平成二十四年二級建築士試験の合格者	七〇五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	七〇五

告示

山梨県告示第四百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県営畑地帯総合整備事業(春日居第一地区下岩下第二工区)の換地計画を定めたので、
次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年十二月六日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年十二月七日から平成二十五年一月十日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申出期間

平成二十五年一月十一日から同年一月二十五日まで

公告

●落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十四年十二月六日

山梨県知事 横内正明

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス訓練用備品(工作機械類) 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県産業労働部産業人材課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日
平成二十四年十月五日

四 落札者の氏名及び住所
三菱UFJリース株式会社 東京都立川市曙町二丁目十三番三号

五 落札金額
一億千三百三十万円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十四年八月二十七日

●建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法(昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十二月六日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十四年十一月五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 特殊興業株式会社

2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町大八田三百三十六番地

3 代表者の氏名 田中新也

三 許可番号 山梨県知事許可(般一九)第二二二六号

- 四 処分の内容 建築工事業、管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十二月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十一月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大栄設備株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市下飯田二丁目十一番十七号
 - 3 代表者の氏名 望月慎太郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第一二七三号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十二月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十一月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社徳永工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市円野町上円井千七百三番地
 - 3 代表者の氏名 徳永亨
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第三三二〇号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
- 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
- 平成二十四年十二月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十一月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 日東建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝日二丁目十三番四号
 - 3 代表者の氏名 樋口凱那
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 二四）第三四〇二号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十一月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十二月六日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年十一月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 日本バイピング工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉三丁目二十六番十六号
 - 3 破産管財人の氏名 水上浩一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 二三）第七号
- 四 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十一月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年十二月六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十四年十一月十九日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 野村運輸有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町広瀬千五百十五番地十六
 - 3 破産管財人の氏名 中島大督
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第九二八〇号
 - 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十一月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十四年十二月六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十四年十一月二十六日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 丸英建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村忍草五百三十二番地
 - 3 代表者の氏名 渡邊久夫
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第二九六四号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十一月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十四年十二月六日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十四年十一月二十六日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 1 商号 青木建設工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市上野原三千五百三十八番地
 - 3 代表者の氏名 青木房江
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二四)第三四四六号
 - 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十四年十一月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 平成二十四年二級建築士試験の合格者
 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により実施した平成二十四年二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。
 平成二十四年十二月六日

受験番号	氏名	受験番号	氏名
二H 一〇〇〇九R	山本 啓	二H 一〇四九七N	山本 英輝
二H 一〇〇一四N	辻 量	二H 一〇五九七R	鈴木 裕之
二H 一〇〇五五L	石原 雄樹	一〇六四〇Y	角田 健一
二H 一〇〇五五M	黒澤 徳子	二〇〇四一Y	鈴木 健太
二H 一〇〇五六N	池田 圭吾	二〇〇七二M	河木 健太
二H 一〇〇六八L	小林 正志	二〇〇八六M	矢嶋 貴恵
二H 一〇一七〇R	高部 勝弘	二〇〇九六R	奥石 昭三
二H 一〇一九七P	中村 弘樹	二〇〇九八K	小林 一三
二H 一〇二五二N	佐野 竜太郎	二〇一〇七M	権正 恒儀
二H 一〇二五六K	後藤 芽衣	二〇一〇一四M	太田 公二
二H 一〇三三五L	雨宮 三紀子	二〇一二六K	鳥羽 史如
二H 一〇四一〇K	保坂 大輔	二〇一四〇K	小池 史司
二H 一〇四四〇M	坂田 浩朋	二〇一六八K	内藤 弘幸
二H 一〇四六九N	外川 幸一郎	二〇一八四M	中島 裕衣子

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十四年十二月六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

笛吹市八代町岡字鬼ヶ久保七八九の一、七八九の五、七八九の六、七八九の七、七八九の八、七八九の九、七八九の一〇、七八九の一、七八九の二、七八九の三、七八九の四、七八九の一五、七八九の一六、七八九の一七、七八九の一八、七八九の一九、七八九の二〇、七八九の二一、七八九の二二、七八九の二三、七八九の二四、七八九の二五、七八九の二六、七八九の二七、七八九の二八、七八九の二九、七八九の三〇、七八九の三一及び道の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路 公園	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市石和町上平井四百二十八番地一 興土開発株式会社 代表取締役 土橋久雄